

00758

毎週火・金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

規則

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県規則第五十八号

地方事務所長事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

地方事務所長事務委任等に関する規則(昭和二十八年五月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改める。第二条を次のように改める。

第二条 次に掲げる事項は、民生課関係第四号から第三

十一号までの事項で東伯郡倉吉町に関するものを除き、

当該地方事務所長に委任する。但し、民生課関係中第

六十六号から第六十八号まで及び涉外課関係については、西部地方事務所長に限る。

- ◆規則 地方事務所長事務委任等に関する規則の一
部を改正する規則
- ◆告示 国民健康保険法に基く条例変更の認可

- 肥料の生産登録有効期間の更新
- 労働組合法施行令に基く請求
- 健康保険法等に基く保険医の指定

- 保安施設地区予定地
- 完全給食の実施
- 保安隊員の募集

- ◆選管告示 昭和二十五年十月十一日鳥取県選舉管理委員会告示第六十二号中改正
- ◆教委告示 臨時教育委員会の開催
- ◆叙任及び辞令 森教治外
- ◆正誤 昭和二十七年十月十七日鳥取県告示第四百八十三号中訂正

- 同条民生課関係に次の二十八号を加え第四号を第三十二号とし以下第十四号まで順次繰り下げる。
- 四 申請による保護の開始及び変更の措置に關すること（生活保護法二十四）
- 五 職権による保護の開始及び変更の措置に關すること（同二五）
- 六 保護の停止及び廃止措置に關すること（同二六）
- 七 被保護者に対する生活の維持・向上の指導に關すること（同二七）
- 八 保護の決定並びに実施のために必要な調査及び検診に關すること（同二八）
- 九 生活扶助の方法の決定に關すること（同三〇、三一）
- 十 教育扶助の方法の決定に關すること（同三一）
- 十一 住宅扶助の方法の決定に關すること（同三三）
- 十二 医療扶助に關すること（但し、生活保護法により指定医療機関に支払う診療報酬の決定並びに支払事務を除く。）（同三四）
- 十三 出産扶助の方法の決定に關すること（同三五）
- 十四 生業扶助の方法の決定に關すること（同三六）
- 十五 埋葬扶助の方法の決定に關すること（同三七）
- 十六 保護施設被收容者の保護の変更・停止又は廃止の届出の受理に關すること（同四八の四）
- 十七 保護実施のため行う指示に違反する者の措置に關すること（同六二の三、四）
- 十八 保護に要した費用を返還させる措置に關すること（同六三）
- 十九 不服申立書の受理並びに知事進達措置に關すること（同六四の二）
- 二十 遺留金品の処分措置に關すること（同七六）
- 二十一 扶養義務者の負担すべき経費の徴収措置に關すること（同七七）
- 二十二 前渡した保護金品返還免除措置に關すること（同八〇）
- 二十三 被保護者の後見人選任の請求措置に關すること（同八一）
- 二十四 保護施設の指導に關すること（同四三）
- 二十五 保護施設の長の指導制限、禁止に關すること（同四八）
- 二十六 保護施設業務会計状況の報告に關すること（同四四）
- 二十七 身体障害者の診査及び更生相談に關すること（身障法一八）
- 二十八 身体障害者に対する補装具交付修理の決定に關すること（同二〇）
- 二十九 身体障害者に対する補装具交付に係る本人負担額の決定に關すること（同二一）
- 三十 身体障害者に対する公共施設に売店設置あつ、旋に關すること（同二三）
- 三十一 戰傷病者戦没者遺族に対する補装具の交付及び修理決定に關すること（戦傷病者戦没者遺族等援護法二一）
- 同条民生課関係に第四十三号として次の二号を加え、第十五号を第四十四号とし以下順次繰り下げる。
- 四十三 身体障害児童に対し盲人安全つえ、補装具等の
- 一 駐留軍労務者宿舍の維持管理に關すること（調達規）
- 二 駐留軍労務者宿舍管理人の監督に關すること（駐留軍労務者宿舎規則一〇）
- 三 駐留軍労務者宿舍の運営に關すること（同三、五、六、一二、一三）
- 四 駐留軍労務者の健康保険料（被保險者分）の徴収納付に關すること（健保法七七、七八、七九）
- 五 駐留軍労務者の厚生年金保険料（被保險者分）の徴収納付に關すること（厚生年金保法六〇、六〇ノ一、

六〇ノ三、六一）
 六 駐留軍労務者の失業保険料の徴収納付に關すること
 （失業保法三三、三四）
 第三条中「但し、民生課關係中第一号から第三号までに
 つては」を「但し、民生課關係中第一号から第三号ま
 で及び涉外課關係についてば」に改める。

同条民生課關係に第十三号として次の一号を加え、第十
 三号を第十四号とし以下順次繰り下げる。
 十三 身体障害兒童に対し盲人安全つえ、補裝具等の交
 付又は修理に關すること（児童福祉法二一の三）

同条經濟課關係に第二号として次の一号を加え、第二号
 を第三号とし以下順次繰り下げる。
 二 煙火の消費許可に關すること（火薬類取締法二五）

同条農地課關係中第一号を削り、第二号を第一号とし以
 下順次繰り上げる。

同条農地課關係の次に涉外課關係として次のように加え
 る。
 二 煙壳、公壳についての買受適格證明に關すること（

農地法三三、三四）
 同条農地課關係中「四 開拓適地（十町歩未満）の選定
 に關すること」を「五 開拓適地に關すること」に改め、
 第五号を第六号とし、第六号の次に次の四号を加え第七
 号を第十一号とし第八号を第十二号とする。

七 代地の選定に關すること（農地法五九）
 八 不用物件の收去に關すること（同五五）
 九 土地配分計画（十町歩未満）の作成に關すること（

一 駐留軍労務者の健康保険料（被保險者分）の徴収納
 付に關すること（健保法七七、七八、七九）
 二 駐留軍労務者の厚生年金保険料（被保險者分）の徴
 収納付に關すること（厚生年金保法六〇、六〇ノ二、
 六〇ノ三、六一）
 三 駐留軍労務者の失業保険料の徴収納付に關すること
 （失業保法三三、三四）
 四条農地課關係に第二号として次の一号を加え、第二
 号を第三号とし第三号を第四号とする。

二 煙壳、公壳についての買受適格證明に關すること（

農地法三三、三四）
 同条農地課關係中「四 開拓適地（十町歩未満）の選定
 に關すること」を「五 開拓適地に關すること」に改め、
 第五号を第六号とし、第六号の次に次の四号を加え第七
 号を第十一号とし第八号を第十二号とする。

七 代地の選定に關すること（農地法五九）
 八 不用物件の收去に關すること（同五五）
 九 土地配分計画（十町歩未満）の作成に關すること（

同六二）

十 未墾地の取得売渡登記に關すること（不動產登記法
 土地台帳法）

第五条農地課關係に次の二号を加え「一 開拓適地（十
 町歩未満）の選定に關すること」を「三 開拓適地の選
 定に關すること」と改め、第二号を第四号とし第三号を
 制する。

一 農地又は採草放牧地区の使用收益を目的とする權利
 の移動許可に關すること。但し、農地法第七十八条に
 よつて農林大臣の管理する国有地及び農地を農地以外の
 もの（農地を除く。）にするための權利の移動許可に
 關するものを除く（農地法三）

二 競売、公売についての買受適格證明に關すること（
 同三三、三四）

同条農地課關係に次の四号を加え、第四号を第九号とし
 第五号を第十号とする。

五 代地の選定に關すること（農地法五九）

告 示

鳥取県告示第三百八十五号

國民健康保険を行つてゐる次の町に對し國民健康保険法
 （昭和十三年法律第六十号）第八条ノ十三第二項の規定
 に基く条例変更の認可があつた。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

一 國民健康保険を行つてゐる町 気高郡浜村町

鳥取県告示第三百八十六号

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木 武

一 認可年月日 昭和二十八年八月八日

次のとおり告示する。

昭和二十八年九月八日

次の土地を保安施設地区指定予定地にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により

昭和28年9月8日 火曜日 鳥取県公報 第2446号 6

所 郡 一町村 一大字 一 字	在 地 番	地 面 積	指 定 面 積	指 定 の 目 的	指 定 期 間
全 台帳 町	合帳 見 込	面 積 町	見 込 町	指 定 面 積 町	指 定 期 間
八頭 智頭 滝谷奥 二、四七二	二、三一〇	四、〇〇〇	一〇、〇〇〇	水源かん養のため	一箇年
山郷 中原 本谷上ミ原 八、七九ノ一	二、〇〇八	二〇、〇〇〇	五、〇〇〇	"	"
" " " 八七九ノ二	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇	"	"
若桜 茗荷谷 屋敷廻り上 三三三ノ内第一	八、五七〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	なだれ防止のため	二箇年

施業要件

水源かん養のため指定予定のもの

一 植栽木に被害を与える立木の外伐採を禁ずる。

一 植栽木の保護撫育に努めなければならない。

なだれ防止のため指定予定のもの

一 立木の伐採を禁ずる。

一 下草、土砂、石礫の採取を禁ずる。

鳥取県告示第三百八十七号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条
の規定に基き次とのおり肥料の生産登録有効期間を更新
した。

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

登 録 番 号	肥料の名称	生 産 業 者	住 所	氏 名	書 替 し た 年 月 日	書 替 事 項 (有効期間更新)
九〇	四・五 菜種油粕	八頭郡家町大字大坪五三四下私都村農業 協同組合組合長	八頭山本	一三	二八、六、三十日	昭和二十八年七月 昭和三十一年七月
一〇七	五、三	西伯郡幡鄉村字大殿七九	野口 金一	六、二二	"	"
一〇八	五、三	"	五四三 吉川 英二	"	"	"
一二四	五、三	気高郡鹿野町鹿野一、六二八	岡田やす子	六、二五	"	"
一四二	五、三	岩美郡蒲生村大字蒲生一、一三〇山本隆晃	"七、一〇"	八月十四日	"	八月十四日

昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 鈴木 武

鳥取県地方労働委員会の次期委員を任命したいので、労

働組合及び使用者団体はそれぞれ労働者委員及び使用者
委員の候補者を次の手続により推薦されるよう労働組合
法施行令第二十一条の規定により請求する。

鳥取県地方労働委員会労使委員候補者推薦要領
一 推薦する者の資格

00768

00767

試験期日	試験場	担当区域
昭和二十八年十月二十六日	鳥取	鳥取市東町一九四久松小学校
昭和二十八年十月二十八日	倉吉	鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡
昭和二十八年十月二十九日	米子	米子市南三柳 保安隊米子駐屯部隊、米子市、西伯郡、日野郡

鳥取県告示第三百九十三号
昭和二十八年九月八日
鳥取県知事職務代理者
施設名所在地対象承認年月日承認番号
町立浦富病院 岩美郡浦富町浦富六四五 施設全部 昭和二十八年九月一日 食第十五号

保安隊員（保安官）補充のため募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり定める。
昭和二十八年九月八日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木武

試験期日 試験

場

担当区域

一 募集年令 昭和二十八年九月十五日から
同 同 年十月十五日まで
（昭和二十八年九月一日現在十八才以上
二十五才未満）に生れた男子

一志願票提出先 現住所の市町村役場
一試験期日及び試験場

診療科名	名	新	診療所	在	地	異動事由	氏名	異動年月日
全科	鳥取県立中央病院	鳥取市吉方二六五	鳥取市東町一三七	住所変更	院長 石川一郎	昭和二十八年七月一日		
内、小兒科	五島医院	京都市伏見区柿木	氣高郡鹿野町鹿野	"	五島和之	"	八月十一日	
		浜町四二七						

鳥取県告示第三百九十二号
昭和二十四年九月八日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木武

（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を
健康保険法（大正十二年法律第七十号）及び船員保険法
(昭和十四年法律第七十一号)に基く保険医に次のように
な異動があつた。

昭和二十八年九月八日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木武

（昭和十四年法律第七十三号）に基く完全給食の実施を
健康保険法（大正十二年法律第七十号）及び船員保険法
（昭和十四年法律第七十一号）に基く保険医に次のように
な異動があつた。

昭和二十四年九月八日
鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 鈴木武

昭和28年9月8日 火曜日 鳥取県公報

なお志願者の数により受験者の試験場を変更することがある。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和二十五年十月十一日鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号（市の区域の開票区設定について）中鳥取市の開票区を次のとおり変更する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

一 市名 鳥取市

一 開票区数 九

一 開票区名及区域

第一開票区 第一、第三、第十一、第十六投票区

第二同 第二、第十四、第十五、第十九、第二十、

第三同

第三十一投票区

第四、第五、第十二、第二十五投票区

第四同 第六、第七、第十三、第十七、第十八投票区
第五同 第八、第九、第十、第二十一、第二十二、
第六同 第二十三、第二十四投票区
第七同 第二十六、第二十七、第三十四、第三十
五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九投票区
第八同 第二十八、第二十九、第三十、第四十、第四十一、第四十二投票区
第九同 第三十二、第三十三、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一投票区
第十同 第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区
第十一同 第四十一、第四十二投票区
第十二同 第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区
第十三同 第四十一、第四十二投票区
第十四同 第五十二、第五十三、第五十四、第五十五投票区
第十五同 第四十一、第四十二投票区

鳥取県教育委員会告示第二十八号

教育委員会告示

臨時教育委員会を次のとおり開催する。

昭和二十八年九月八日

鳥取県教育委員会委員長 伊佐田甚藏

一日時 九月十四日午後一時

二 場所 教育委員会々議室

三 議題 教職員退職について

その他

学事課勤務を命ずる。

昭和二十八年九月一日

鳥取県教育委員会

正

誤

昭和二十七年十月十七日鳥取県告示第四百八十三号中誤植があるので次のとおり訂正する。

貢 段 行 誤 正

二 下 一一 第二百五十九号 第百二十八号

願により本職を免する。

昭和二十八年八月三十一日

鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する。

主事に補する。

六級六号給を給する。

山瀬一郎

00771

昭和28年9月8日 火曜日 鳥取県公報 第2446号 14

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行內
火、
金

印 刷 所 行 烏 取 烟 市 東 町
烏 取 烟 市 東 町

本年度こそは！

良 い 器 材 を !!

孔版社の器材で……悪い器材は、使ひにくくすぐ使えなくなつたりします、大変な御損です。

孔版社では、多年の経験と技術的良心に基いて撰定した、最優秀な
墨等印刷材料を安く販売して居ります。

尙鳥取駅前に販売部（印刷部連絡所を兼）を開設致しますので、何卒お立ち寄りください。御用金不必要。お手頃価格にて販売します。

平多々に拘らず、御用命下さいます様頗り願い致します。
遠隔地よりの御註文は、郵送又は配達させて戴きます。

予算書、決算書等の印刷は……

技術も設備も山陰一の信頼できる出版社へ御下命下さい。どんなお急ぎの印刷でも最も安く納期も厳守致します。

鳥取孔版社 謄写印刷と材料の元バニット

本社——鳥取市西町268(目赤前入る)

電 2 7 3 1
公報所 皮 王 駕 市 (五三七九號)